

八尾市立学校の教育職員等に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月
八尾市教育委員会

目 次

1.計画の趣旨・現状	1
(1)計画の趣旨	1
(2)本市の現状	1
2.計画期間	2
3.目標	2
(1)時間外在校等時間に関する目標	2
(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	2
4.実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	3
(2)業務量の見直しに関する取組	11
(3)ICT・DX 活用による業務効率化に関する取組	12
(4)教育職員等の健康及び福祉の確保に関する取組	13
5.関連する取組、今後のフォローアップについて	15

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、八尾市立学校の教育職員等(※)が適正な業務量で働き、心身の健康を確保するための具体的な対策を定めるものである。

教育職員等は、職務に対する使命感や誇りのもと、子どもに対する愛情や責任感をもって日々の業務にあたっている。しかし、業務は増加・多様化しており、過重労働が健康や教育の質に影響を及ぼすといった課題がある。

この課題に対し、業務量の適正管理や長時間労働の是正、健康診断やメンタルヘルス対策を推進することで、働きやすい環境の整備をめざす。あわせて、学校現場の実情に応じた柔軟な対応と、教育職員等の健康確保や業務負担軽減を支える支援体制の構築に努め、持続可能な教育環境の実現を図る。

(※) 教員免許を要する教育職(講師、養護教諭・栄養教諭を含む)及び事務職員

(2) 本市の現状

本市では、令和6年1月に、所管に属する学校の教育職員等の在校等時間の上限に関する方針として、「八尾市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員等の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における令和6年度の教育職員等の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年間の1か月あたりの平均時間	月45時間を上回る教育職員等の割合	月80時間を上回る教育職員等の割合
小学校 義務教育学校(前期課程)	28.8時間	20.8%	1.6%
中学校 義務教育学校(後期課程)	38.5時間	31.2%	7.8%
全体	32.1時間	24.6%	3.8%

- 会議や学校行事など準備・実施にかかる業務の負担が大きくなってきていることから、時間外在校等時間が月45時間を上回る教育職員等の割合が24.6%となっている。
- 時間外在校等時間が月80時間を上回る教育職員等の割合は3.8%となっている。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である「八尾市教育振興基本計画 後期計画(計画期間:令和7年度～令和10年度)」と計画期間の終期を合わせることにし、令和8年度～令和10年度とする。

年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
教育振興基本計画	後期計画期間			
本計画		計画期間		

3. 目標

本計画においては以下のとおり目標を掲げ、教育職員等が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	項目	令和6年度実績	期間目標
1	1か月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の教育職員等の割合	75.4%	100%
2	年間の1か月あたりの時間外在校等時間の平均時間(=時間外在校等時間の年間合計を12で割った値)	32.1時間	30時間

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

	項目	令和6年度実績	期間目標
1	年間の年次有給休暇の平均取得日数	15.2日	16日
2	ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	17.5%	14%

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中、以下の取組を推進することにより、これまで学校が主体的に担ってきた業務のあり方の見直しを進め、教育職員等が教育の質の向上に必要な時間を確保できる環境の整備を図る。

取組の推進に当たっては、学校及び教育職員等の責任は引き続き保持されることを前提としつつ、地域や民間事業者の多様な人材の活用や、業務の実施手法の見直しなどを通じて、業務負担の軽減を図る。

また、多様な人材が子どもたちに関わることは、非認知能力の育成をはじめとする子どもたちの成長に資するものであることを踏まえ、これらの取組を進める。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和7年9月25日改正)で掲げられた「業務の3分類」を踏まえつつ、以下の具体的な取組を進める。

① 学校以外も担うことができる業務

1	登下校時の通学路における日常的な見守り活動等		
取組内容			
スクールガードリーダーによる学校・地域団体への支援を行う。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施
取組内容			
地域団体と学校の連携により、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を実施する。			
	R8	R9	R10
計画	各学校・地域の実情に沿って実施		

2	放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応		
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> • 放課後から夜間などにおける見回りに関して、教育的意義を前提とした、警察等の関係諸機関や地域団体との連携体制を構築する。 • 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りに関する保護者の第一義的な責任について認識の共有を図る。 			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

3	学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)		
取組内容			
国の動きを注視しつつ、本市への適用の可能性を研究していく。			
	R8	R9	R10
計画	研究	研究	研究

4	地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等		
取組内容			
学校運営協議会の設置を見据え、関係団体間の連絡調整を円滑に行う体制づくりを支援する。			
	R8	R9	R10
計画	検討	モデル実施	モデル実施
取組内容			
放課後子ども教室の実施にあたっては、地域団体が主体となっていく。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

5	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応		
取組内容			
スクールロイヤーによる相談会など、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備しつつ、教育委員会における指導助言に活用し、当該苦情等に対応できる体制を構築する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

② 学校以外も積極的に参画することができる業務

6 調査・統計等への回答			
取組内容			
① 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施する。 ② 学校事務体制の強化のため、共同学校事務室を設置する。			
	R8	R9	R10
計画	① 研究 ② 本格実施	① 研究 ② 継続実施	① 研究 ② 継続実施

7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理			
取組内容			
コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)により、各校のホームページを効率的に作成・管理する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理			
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> GIGAネットワーク、端末等の保守管理を行う。 外部委託等によるICTの専門家を各校に派遣し、ネットワークや1人1台端末の不具合等の対応を行う。 			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

9	学校プールや体育館等の施設・設備の管理		
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 空調設備や自家用電気工作物、消防設備、し尿浄化槽、貯水槽、エレベータなどの学校施設の点検等を外部委託により実施する。 施設維持に係る修繕補修等を外部委託により実施する。 			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

10	校舎の開錠・施錠		
取組内容			
<p>施解錠業務を外部委託により実施する。 (委託料は各学校へ予算配当)</p>			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

11	児童生徒の休み時間における安全への配慮		
取組内容			
<p>児童生徒の人間関係の把握や心身の変化への気づきなど、教職員の専門性が必要となる対応を継続しつつ、一部の学校で地域住民等の協力により実施されている安全確保に係る支援について研究する。</p>			
	R8	R9	R10
計画	研究	研究	研究

12	校内清掃		
取組内容			
<p>地域住民との協働による一斉清掃及び各校の実情に沿って実施される地域住民による清掃等を継続して実施する。</p>			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

13	部活動		
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 教員の部活動に関わる負担軽減を図るため、部活動の地域連携・地域展開や拠点校方式についてモデル事業を実施する。 これらのモデル事業の効果検証を踏まえ、今後の部活動のあり方について検討を進めるとともに、市の方針を改訂し、当該方針に基づき取組を実施する。 			
	R8	R9	R10
計画	モデル実施 効果検証 方針の改訂	方針に基づき実施	方針に基づき実施

③ 学校の業務だが負担軽減することができる業務

14	給食の時間における対応		
取組内容			
教育委員会所属の栄養士と学校栄養職員との連携により、給食アレルギー対応に関する教師の負担軽減を図る。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

15	授業準備		
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> 外部委託等によるICTの専門家を派遣し、ICTを活用した教材づくりや授業計画支援を行う。 外部委託等によるICTの専門家を中心となって作成したプログラミング実践事例集「Yaoプログラミング」を活用する。 			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施
取組内容			
教材準備における事務作業など、非専門的な業務への支援の仕組みを研究する。			
	R8	R9	R10
計画	研究	研究	研究

16	学習評価や成績処理		
取組内容			
指導要録等を電子化する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施
取組内容			
校務支援システムによる、成績処理や帳票作成業務等を実施する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

17	学校行事の準備・運営		
取組内容			
行事の教育的ねらいに関わる企画や指導等における教職員による対応は継続しつつ、一部の学校で地域住民等の協力により実施されている会場設営や運営補助等の定型的な業務への外部人材の活用や地域等との連携を図る。			
	R8	R9	R10
計画	研究	研究	研究

18	進路指導の準備		
取組内容			
私学合同説明会の開催や高等学校等の特色や入試改革等の情報収集・情報提供を促進する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

19	支援が必要な児童生徒・家庭への対応		
取組内容			
スクール・カウンセラー(SC)派遣事業を実施する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施
取組内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)による支援が必要な児童生徒・家庭への支援を行う。 ・ 看護介助員や介助員等を配置し支援の充実を図る。 ・ 校内教育支援員や訪問相談員等の配置により不登校傾向にある児童生徒の支援を行う。 			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施
取組内容			
日本語指導が必要な児童生徒への日本語指導・通訳補助を行う。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

(2)業務量の見直しに関する取組

学校における以下の措置を推進することで、教育職員等が担う業務の適正化を図る。

1	留守番機能付き電話機の導入		
取組内容			
留守番機能の活用により、勤務時間外における業務の効率化を図る。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

(3)ICT・DX 活用による業務効率化に関する取組

ICT・DX 活用による業務効率化に取り組み、教育職員等の時間外在校等時間の削減を図る。

1 保護者への連絡手段のデジタル化			
取組内容			
保護者連絡システムにより保護者への連絡をデジタル化する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

2 校務支援システムの活用			
取組内容			
校務支援システムを活用し成績管理や通知表等を電子データで作成、保存する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

3 研修受講環境の改善			
取組内容			
研修参加、報告等へのMicrosoft Teams等を活用する。 オンラインやオンデマンド配信による研修受講環境の整備を進める。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

(4)教育職員等の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員等の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

1	時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員等への指導		
取組内容			
1か月の時間外在校等時間が80時間を上回る教育職員等に、勤務時間管理者を通じて、業務処理方法の改善に関する指導・助言をすること又は必要に応じて医師による面接指導の受診を促す。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

2	勤務間インターバルの確保		
取組内容			
11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。			
	R8	R9	R10
計画	研究	研究	研究

3	ストレスチェックの実施		
取組内容			
50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

4	心身の健康問題についての相談窓口を設置		
取組内容			
心身の健康問題についての相談窓口を設置する。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

5	年次有給休暇の取得促進		
取組内容			
年次有給休暇について、計画的に取得できるよう、各学校に対して取得を促す。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

6	定時退校日・一斉閉校期間の設定促進		
取組内容			
学校における定時退校日を週1回設定するよう推進し、長期休業等の期間中に4～5日間の一斉閉校期間の設定を行う。			
	R8	R9	R10
計画	実施済み	継続実施	継続実施

7	早出遅出勤務制度、テレワークの導入		
取組内容			
早出遅出勤務制度、テレワークを導入する。			
	R8	R9	R10
計画	導入済み	継続実施	継続実施

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員等の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会の会議及び総合教育会議において報告する。
- 学校における児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況及び年間の年次有給休暇の平均取得日数については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員等がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会等において各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修で取り扱うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員との情報共有を図り、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

八尾市立学校の教育職員等に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月発行

【発行者】

八尾市教育委員会事務局 教育政策課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

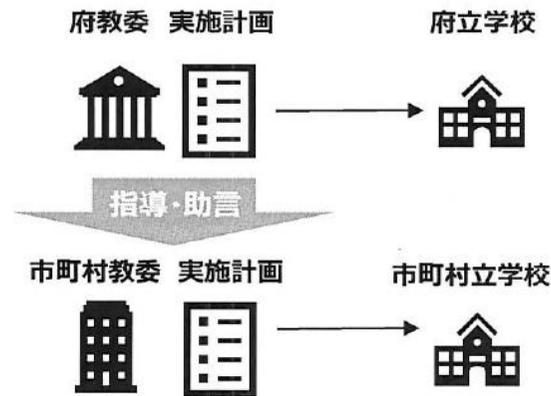
TEL 072-924-3877

(刊行物番号 R7-171)

1. 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定

給特法第8条（改正により新設）

- 教育委員会はサービスを監督する教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。
- 実施計画には次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ・達成しようとする目標
 - ・実施内容
 - ・その他必要な事項
- 実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく公表するとともに、総合教育会議に報告する。
- 教育委員会は、毎年度、実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告する。
- 都道府県教委は市町村教委に対し、実施計画（県費負担教職員に係る部分に限る）の策定及び円滑かつ確実な実施に関し、必要な指導、助言その他の援助に努めるものとする。



- ・校長が学校運営協議会の承認を得ている学校運営に関する「基本的な方針」に、実施計画に関する内容を含める
【地教行法第47条の5】
- ・学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、実施計画に適合することを義務付ける
【学教法第42条】

「スケジュール」

	R7.9	10	11	12	R8.1	2	3	4
国	9/26 指針改定							
府教委 市町村教委		実施計画の検討						
	実施計画の策定・総合教育会議への報告						実施計画公表	計画実施

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画